

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

☆ 8月は保険証の定期更新月です。

現在、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入されている方には、有効期限が「平成22年7月31日」となっている「後期高齢者医療被保険者証」を、一人に一枚お渡ししています。

7月中に、有効期限 平成23年7月31日と記載された新しい被保険者証（色は黄色）をお届けします。

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 年 月 日

被保険者番号
住所
氏名
生年月日
資格取得年月日
発効期日
交付年月日
一部負担金の割合
被保険者番号
氏名
住所
印

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 平成23年 7月 31日

新しい被保険者証の有効期限は
平成23年7月31日 になっています。

ご確認ください!

8月1日以降は、
古い被保険者証は使えません。

受診の際は有効期限を確認し、お間違えないようご注意ください。

☆一部負担金の割合（お医者さんにかかる時の自己負担の割合）も見直されます。

●新しい被保険者証の一部負担金の割合（1割または3割）は、平成21年中の所得に基づき、以下の条件で改めて判定されています。

1割負担となる方

同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がそれぞれ145万円未満である

3割負担となる方

同じ世帯の被保険者のなかに一人でも住民税課税所得が145万円以上の方がいる

（注：被保険者とは、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）にご加入の方のことです。）

●また、上記の条件で3割負担となる方でも、世帯の総収入の合計額が以下の条件に当てはまれば、1割負担となる場合があります。（申請が必要です。）

⇒ 該当する方には随時、申請のご案内をさせていただきます。

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
世帯の総収入の合計額	383万円未満は1割（申請が必要です。）	520万円未満は1割（申請が必要です。）
	383万円以上は原則3割（※1）	520万円以上は3割

（※1）ただし、70歳以上75歳未満（長寿医療制度の被保険者以外）の方がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（申請が必要です。）

後期高齢者限度額適用・標準負担額減額認定証 （色はラベンダー（薄い紫）色）

をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者限度額適用・標準負担額減額認定証」も、有効期限が「平成22年7月31日」となっております。平成22年度も住民税非課税世帯で、引き続き「後期高齢者限度額適用・標準負担額減額認定証」を利用される方は更新が必要となります。

6月に徳島県後期高齢者医療広域連合事務局からお送りした認定申請のお知らせをご覧いただき、市健康増進課まで申請してください。

お問い合わせは、市健康増進課 後期高齢者医療担当（市役所1階④番窓口 ☎32・2113）まで。